

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年9月1日発行 No. 11

【連絡先：川俣町役場 566-2111】

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が解除となりましたが、感染拡大防止の観点から下記イベントにつきましては、中止となりますので、皆様にお知らせします。

○ 次のイベント等は中止します。

イベント等名	内容	開催日時	問い合わせ先	会場名
御霊神社 秋季祭礼	中止	9月 6日(日)	総務課 消防交通係 内線 1106	御霊神社
クリーン作戦・河川清掃	中止	9月 6日(日)	町民税務課 生活環境係 内線 1307	町内
コスキン・エン・ハポン2020	中止	9月19日(土)～21日(月)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館
川俣町健康づくり大運動会	中止	9月27日(日)	川俣町体育館 024-565-3931	—
第2回川俣町芸能祭	中止	10月 4日(日)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館
春日神社 秋季祭礼	中止	10月17日(土), 18日(日)	総務課 消防交通係 内線 1106	春日神社
絹&産業フェア in kawamata	中止	10月24日(土), 25日(日)	産業課 商工交流係 内線 1504	—
第63回川俣町文化祭	中止	11月 1日(日)～3日(火)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館
かわまたファミリー劇場 劇団飛行船マスクプレイミュージカル ～ノントン! みんなであそぼう～	中止	11月14日(土)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について

【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2202】

新型コロナウイルス感染症は、大都市以外の地域でもクラスターが発生し全国の感染者は大幅に増加しています。今後も感染症の予防に努めましょう。

1. 「新しい生活様式」を取り入れましょう。

3つの密（密集、密接、密閉）を避け、手洗い、マスクの着用、大声を控える、十分な換気を行うなどの感染防止対策を徹底しましょう。大人数での会食は控えて、外食される場合は感染対策が行われているお店を利用するなど、慎重な行動をお願いします。

感染者との接触の可能性を早期に察知し、感染拡大を最小限に抑えるための「接触確認アプリ」を積極的に活用しましょう。

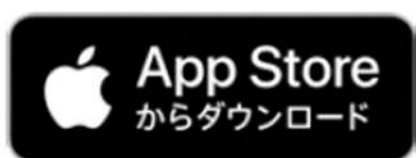
2. 「県外との往来」について

全国各地、また福島県内でも感染者が急激に増加しています。県外に移動される場合は、移動先の感染状況を十分に確認し、感染防止対策を徹底し細心の注意を払い、より一層の慎重な行動をお願いします。移動後は2週間の行動歴を記録し感染拡大防止に努めましょう。

厚生労働省
新型コロナウイルス
接触確認アプリ
(略称：COCOA)
COVID-19 Contact Confirming Application

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

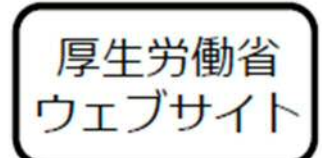
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



緊急支援による雇用維持補助金の概要

【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線1504】

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、申請・相談は予約制とします。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う影響によって、業績が悪化している町内事業者の雇用確保に係る負担軽減と労働者の雇用維持、住民生活の安定と地域活力の維持・増進を目的とし、本町での事業継続そして雇用の維持・確保に意欲のある法人または、個人事業者（以下「事業者」という。）に対し以下のとおり支援を行います。

1. 補助対象とする業種（日本標準産業分類による区分）

大分類	中分類
建設業	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業（さく井工事業を除く）、機械器具設置工事業、その他の設備工事業
製造業	食料品製造業、食料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業

2. 補助対象とする事業所の規模等

(1) 補助対象とする事業所の規模

正規従業員数5人以下の小規模な事業所

※ 複数の事業を営む者であって、既に事業維持等給付金の給付を受けた事業者は非対象

(2) 補助対象となる者

事業主（役員・専従者を含む）、正規従業員及びパート・臨時雇用従業員（31日以上引き続き雇用されかつ1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者）

(3) 補助対象とする月及び売上の減少率

対象月：4～6月

減少率：前年同月比15%以上

3. 補助基準額及び上限

補助基準額：100,000円/人

補助上限：1事業所あたり500,000円

4. 添付書類

- ・売上げの減少が確認できる書類
- ・従業員の数が確認できる書類
- ・町税滞納の無いことが確認できる書類
- ・通帳の写し

5. 申請期限

令和2年10月30日（金）

○補助対象の具体例 (人)

	事業主	役員	専従者	従正業規員	※パート	計対象者	判定	補助額	備考
例①	1	—	—	—	—	1	○	10万円	経営者のみ
例②	1	—	1	1	1	4	○	40万円	
例③	1	—	1	2	1	5	○	50万円	
例④	1	1	1	5	1	9	○	50万円	上限50万円
例⑤	1	1	1	6	1	10	×	—	正規従業員6人以上

※一定の条件（日数、労働時間）を満たす場合のみ対象となります。